第二十七条の十四第二号中「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」の下に「、第二十一条の八第五号（使用済燃料再処理準備金）」を加え、「第二十一条の十二第二項第五号」を「第二十一条の十一第二項第五号（原子力発電施設解体準備金）、第二十一条の十二第二項第五号」に改める。

第二十七条の十八第二号中「の名称及び納税地」を「(以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改める。

第二十七条の十九第二号中「(第四号」を「(以下この号及び第四号」に改め、「納税地」の下に「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を加える。

第二十七条の二十一の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項中「捕そくし」を「捕捉し」に、「はん濫させる」を「氾濫させる」に改め、同条第二項中「第百三十八条第一項第一号」を「第百三十八条第一項第一号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　令第百三十八条第一項第一号ロに規定する財務省令で定めるものは、同号ロの事業計画書に係る大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第百五十七号）第八条第一号イ（使用認可申請書の添付書類の様式等）に掲げる事業計画の概要に記載された同号ロの施設又は工作物とする。

第二十八条の三第二号及び第二十八条の四第二号中「(第四号」を「(以下この号及び第四号」に改め、「納税地」の下に「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を加える。

第二十八条の五中「第百四十一条の二第四項（国外所得金額の計算）」を「第百四十一条の三第七項（国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算）」に改め、同条第一号及び第二号中「第百四十一条の二第三項」を「第百四十一条の三第六項」に改める。

第二十八条の六中「第百四十一条の二第六項第一号イ(3)（国外所得金額の計算）」を「第百四十一条の四第三項第一号イ(3)（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子）」に改める。

第二十八条の七第一項中「第百四十一条の二第六項第二号イ(1)（国外所得金額の計算）」を「第百四十一条の四第三項第二号イ(1)（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子）」に改め、同項第一号イ及び第二号中「第百四十一条の二第六項第二号イ」を「第百四十一条の四第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第百四十一条の二第六項第二号ロ(1)」を「第百四十一条の四第三項第二号ロ(1)」に改め、同項第一号イ及び第二号中「第百四十一条の二第六項第二号ロ」を「第百四十一条の四第三項第二号ロ」に改める。

第二十八条の八中「第百四十一条の二第八項（国外所得金額の計算）」を「第百四十一条の四第五項（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子）」に改め、同条第一号及び第三号から第五号までの規定中「第百四十一条の二第七項」を「第百四十一条の四第四項」に改める。

第二十八条の九の見出しを「(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入に関する保存書類)」に改め、同条中「第百四十一条の二第十三項（国外所得金額の計算）」を「第百四十一条の四第十項（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子）」に改め、同条第一号中「第百四十一条の二第六項第一号イ」を「第百四十一条の四第三項第一号イ」に改め、同号イ中「が令第百四十一条の二第六項第二号イ」を「が令第百四十一条の四第三項第二号イ」に、「方法又は同条第九項第二号」を「方法又は同条第六項第二号」に、「同条第一項第一号」を「同条第一項」に、「第百四十一条の二第六項第二号イ(1)」を「第百四十一条の四第三項第二号イ(1)」に、「同条第九項第二号イ」を「同条第六項第二号イ」に改め、同号ロ中「第百四十一条の二第七項」を「第百四十一条の四第四項」に改め、同条第二号中「第百四十一条の二第六項第一号ロ」を「第百四十一条の四第三項第一号ロ」に改め、同号ロ中「第百四十一条の二第六項第二号ロ」を「第百四十一条の四第三項第二号ロ」に改める。

第二十八条の十第一項中「第百四十一条の二第六項第一号ロ（国外所得金額の計算）」を「第百四十一条の四第三項第一号ロ（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子）」に改め、同条第二項中「第百四十一条の二第七項及び第八項」を「第百四十一条の四第四項及び第五項」に改める。

第二十八条の十の次に次の一条を加える。

（共通費用の額の配分に関する書類）

第二十八条の十一　第二十八条の五（共通費用の額の配分に関する書類）の規定は、令第百四十一条の八第三項（その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算）に規定する財務省令で定める書類について準用する。

第二十九条の三第二項第二号中「第九条の七第六項ただし書」を「第九条の七第七項ただし書」に、「第四十八条の十三第七項ただし書」を「第四十八条の十三第八項ただし書」に改める。

第三十七条第一項中「第二十七条の八第六項第一号（繰延ヘッジ処理）」を「第二十七条の八第七項第一号、第八項第一号及び第九項第一号（繰延ヘッジ処理）、第二十七条の九第四項第一号及び第五項第一号（時価ヘッジ処理）」に改め、同条第三項第二号中「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」の下に「、第二十二条の五十第六号（使用済燃料再処理準備金）」を加え、「第二十二条の五十六第二項第六号」を「第二十二条の五十五第二項第六号（原子力発電施設解体準備金）、第二十二条の五十六第二項第六号」に改める。

第三十七条の三の二第一項中「九年間」を「十年間」に改める。

第二編第一章の二第一節第三款中第三十七条の三の三を第三十七条の三の四とし、第三十七条の三の二の次に次の一条を加える。

（連結欠損金の繰越しに係る再生支援等の範囲）

第三十七条の三の三　令第百五十五条の二十一の二第一項第三号（再生が図られたと認められる事由等）に規定する財務省令で定める再生支援は、次に掲げるものとする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十四条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、同法第二十八条第一項（買取決定）に規定する買取決定又は同法第三十一条第一項（出資決定）に規定する出資決定が行われるもの

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十八条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、同法第二十二条第一項（買取決定）に規定する買取決定又は同法第二十五条第一項（出資決定）に規定する出資決定が行われるもの

2　令第百五十五条の二十一の二第一項第三号ハに規定する財務省令で定めるものは、同号ハの連結親法人に対する金銭債権で同号ハの事実の発生前の原因に基づいて生じたものとする。

3　令第百五十五条の二十一の二第四項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二　行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

第三十七条の六第二項第二号中「第九条の七第六項ただし書」を「第九条の七第七項ただし書」に、「第四十八条の十三第七項ただし書」を「第四十八条の十三第八項ただし書」に改める。

第五十二条第四号中「第百二十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第六十条の十一中「第百四十二条の九」を「第百四十二条の十」に改める。

第六十四条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第百四十九条第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

第六十五条に次の一項を加える。

4　前項の規定は、法第百五十条第四項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八条の五の改正規定、第二十八条の五の改正規定、第二十八条の六の改正規定、第二十八条の七の改正規定、第二十八条の八の改正規定、第二十八条の九（見出しを含む。）の改正規定、第二十八条の十の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の三第二項第二号の改正規定、第三十七条の六第二項第二号の改正規定、第六十条の十一の改正規定、第六十四条に一項を加える改正規定及び第六十五条に一項を加える改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十八年四月一日

二　第二十六条の三第一項の改正規定、第二十六条の五第一項の改正規定及び第三十七条の三の二第一項の改正規定並びに次条第一項及び第三項の規定　平成二十九年四月一日

三　第二十七条の十四第二号の改正規定（「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」の下に「、第二十一条の八第五号（使用済燃料再処理準備金）」を加える部分に限る。）及び第三十七条第三項第二号の改正規定（「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」の下に「、第二十二条の五十第六号（使用済燃料再処理準備金）」を加える部分に限る。）　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　　号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

四　第二十七条の十四第二号の改正規定（「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」の下に「、第二十一条の八第五号（使用済燃料再処理準備金）」を加える部分を除く。）及び第三十七条第三項第二号の改正規定（「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」を加える部分を除く。）　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日